
ファブラボ北加賀屋 定款

第1条 (名称)

本会の名称は、ファブラボ北加賀屋とする。ファブラボ (Fab Lab) とは、多様な工作機械を備えたオープンな市民制作工房とその世界的なネットワークである。

第2条 (目的)

本会の活動を通じて、ものづくりの民主化をすすめ、暮らしの中のものづくりが息づく社会をつくることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ほぼあらゆるもの (almost anything) をつくるための方法論の共有、蓄積、継承
- (2) 会員の制作プロジェクトの遂行、立ち上げ支援
- (3) 一般市民を対象としたワークショップやレクチャーの企画、運営
- (4) 前各号に附帯する一切の事業

第4条 (会員)

会員は本会の目的に賛同し、年会費を支払い且つ代表が承認した者とする。

第5条 (資格の喪失)

会員は、次の各号に該当した場合、その翌日に会員たる資格を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) メールアドレスが失効し代表との音信が不通になったとき
- (3) 会費を滞納したとき
- (4) 代表が存続不可能と判断した場合

第6条 (役員)

本団体に次の役員を置くことができる。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 運営委員 10名以内
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

代表、副代表、会計は運営委員を兼ねる。

初期2年の運営委員とは出資会員の事を指す。

但し、代表が必要と認めた場合、他の会員に一部業務を代行させることができる。

第7条 (任期)

役員は任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

第8条 (召集)

代表は、必要と認めるとき随時総会を招集することができる。

第9条 (財源)

本会の事業に要する資金は、本会の会員有志による出資金、会員による年会費、補助金、寄付金、主催するワークショップの参加費等の事業収入をもってこれに充てる。但し不足の際は代表及び副代表がこれを負担する。

第10条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日から始まり、翌年の3月31日に終了する。

第11条 (総会)

代表は、総会に決議事項及び報告事項を提出し、総会はこれを審議することができる。

- (1) 規約の改正に関わる事項
- (2) 事業計画及び決算、活動報告
- (3) 役員の変更
- (4) その他必要と認められた事項

第12条 (総会の成立・議決)

総会は、2名以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって成立するものとする。但し運営委員は議決に対する拒否権をもつ。

第13条 (事務局)

本団体は必要に応じて事務局を置くことができる。

- (1) 事務職員は、代表が任命する。
- (2) 事務職員は、有給とすることができる。

第14条 (退会)

代表への退会届けの提出をもって退会とする。会員の退会は何人も是を妨げてはならない。

第15条 (解散)

本会の解散については、総会において3分の2以上の決議を得なければならない。本会の解散にともなう残余財産の清算については総会の議決による。

第16条 (会員間の連絡)

会員間の連絡はFacebook、電子メール、電話等で行う。

第17条 (所在地)

本会の所在地を下記の通りとする。

〒559-0011 大阪市住之江区北加賀屋5-4-12 コーポ北加賀屋107号

第18条 (設立日)

本会の設立日は、平成25年1月1日とする。本規約は、平成25年1月1日より発効とする。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

〒559-0011 大阪市住之江区北加賀屋5-4-12 コーポ北加賀屋107号

ファブラボ北加賀屋